

平成 31 年 第 3 回 教 育 委 員 会 定 例 会

平成 31 年第 3 回教育委員会定例会が平成 31 年 3 月 22 日午後 3 時 30 分に招集された。出席委員、議事の概要は次のとおり。

- 1 日 時 平成 31 年 3 月 22 日(金) 午後 3 時 30 分から
- 2 場 所 生涯学習センター 講座室1
- 3 付議案件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 坂 田 篤 (教育長)
宮 川 保 之 (教育長職務代理者)
植 松 紀 子 (委員)
粕 谷 衛 (委員)
兵 頭 扶美枝 (委員)
- 5 出席説明者 石 川 智 裕 (教育部長)
長 井 満 敏 (教育部参事)
細 山 克 昭 (教育総務課長)
原 口 和 之 (生涯学習スポーツ課長)
伊 藤 高 博 (図書館長)
星 治 利 (郷土博物館長)
馬 場 一 平 (統括指導主事)
西 山 智 (指導主事)
井 上 真 登 (指導主事)
藤 村 和 志 (指導課教職員係長)
村 野 昇 (生涯学習スポーツ課生涯スポーツ係長)
- 6 書 記 鈴 木 丈 洋 (教育総務課庶務係長)
大 津 雄 平 (教育総務課庶務係)
島 崎 節 子 (教育総務課庶務係)

平成 31 年第 3 回清瀬市教育委員会議事日程

平 成 3 1 年 3 月 2 2 日

午 後 3 時 3 0 分

- 日程第 1 会議録署名委員の指名(宮川教育長職務代理者)
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 教育委員報告
- 日程第 4 議案第 6 号 清瀬市教育委員会事務局職員職務権限規程の一部改正について
- 日程第 5 議案第 7 号 清瀬市立小中学校文書管理要綱の一部改正について
- 日程第 6 議案第 8 号 清瀬市立学校施設のスポーツ及び遊び場開放に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第 7 議案第 9 号 清瀬市立学校事案決定規程の一部改正について
- 日程第 8 議案第 10 号 清瀬市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について
- 日程第 9 議案第 11 号 清瀬市立小学校教科用図書採択要綱の廃止について
- 日程第 10 議案第 12 号 清瀬市立中学校教科用図書採択要綱の廃止について
- 日程第 11 議案第 13 号 清瀬市立小・中学校教科用図書採択要綱の制定について
- 日程第 12 議案第 14 号 清瀬市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要綱の

一部改正について

- 日程第 13 議案第 15 号 清瀬市スポーツ推進委員の選任について
- 日程第 14 議案第 16 号 清瀬市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第 15 報告事項 1 平成30年度学校評価表及び平成31年度清瀬市立小・中学校教育課程について
- 日程第 16 報告事項 2 清瀬市特別支援教育推進計画(第四次実施計画)について
- 日程第 17 報告事項 3 第3次清瀬市子供読書活動推進計画について
- 日程第 18 報告事項 4 スポーツ振興にかかわる基本方針(答申)について
- 日程第 19 報告事項 5 平成30年度清瀬市教育委員会重点事業(最終報告)について
- 日程第 20 報告事項 6 執行状況報告について
- 日程第 21 その他 今後の日程について

議事の日程並びに議事の概要並びに議決事項

開会

坂田教育長が開会を宣言。

日程第1 会議録署名委員の指名

坂田教育長が宮川教育長職務代理者を指名

日程第2 教育長報告

(坂田教育長)

○卒業式について

3月20日清瀬中学校

3月22日第七小学校

○学校適正規模・適正配置について

(第3回清瀬市公共施設再編計画市民検討委員会資料参照)

日程第3 教育委員報告

(植松委員)

○3月20日 第四中学校卒業式

○3月22日 第十小学校卒業式

(兵頭委員)

○3月7日 子ども子育て会議

○3月20日 第五中学校卒業式

○3月25日 第四小学校卒業式

(式典に先生方の姿が少ないと感じた)

(粕谷委員)

○3月20日 第三中学校卒業式

(子どもたちも良い表情、贈る言葉なども工夫されていた)

(宮川教育長職務代理者)

○卒業式は参列なし

○卒業式参加児童の服装にみられる保護者の関心や経済格差の問題について

(坂田教育長)

私の報告についての意見もお願いしたい。

(宮川教育長職務代理者)

第3回清瀬市公共施設再編計画市民検討委員会資料参照の分析の件であるが、最終頁の大規模校・小規模校でのメリット・デメリットについては、清瀬市の教育委員会として実地検証をする必要があるのでは。

(植松委員)

大規模校・小規模校、また一貫校とあるが、選択は保護者がしているため、良い悪いは言えないのではないかと。

(坂田教育長)

式典などに参列すると所得格差をはじめ課題が多様化しているように思う。様々な議論が必要なのだと考えるが、今回提案した適正規模・適正配置は重要な鍵となる。各委員からは忌憚のないご意見をお願いしたい。

(坂田教育長)

議案第6号、第7号、第8号については、教育委員会規則第11条第2項により一括議題とし、一括して細山教育総務課長から説明を求める。

日程第4	議案第6号	清瀬市教育委員会事務局職員職務権限規程の一部改正について
日程第5	議案第7号	清瀬市立小中学校文書管理要綱の一部改正について
日程第6	議案第8号	清瀬市立学校施設のスポーツ及び遊び場開放に関する規則の一部を改正する規則について

(細山教育総務課長)

議案第6号 清瀬市教育委員会事務局職員職務権限規程の一部改正について、議案第7号 清瀬市立小中学校文書管理要綱の一部改正について、議案第8号 清瀬市立学校施設のスポーツ及び遊び場開放に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。資料はNo.1からNo.3を用いての説明となります。提案理由でございます。教育委員会の例規を精査したところ、文言の修正を要する点が複数ございました。それらを整理するものでございます。それでは議案第6号、資料No.1、一番後ろの清瀬市教育委員会事務局職員職務権限規程の一部改正する訓令新旧対照表をご覧ください。

別表第2中、専決事項の8「校長会及び教頭会に関すること」を、「校長会及び副校長会に関すること」に改めるものでございます。平成17年4月1日に清瀬市立学校の管理運営に関する規則におきまして、教頭の名称を副校長と改めましたが、それに併せて改める必要があった本規程の改正漏れによるものでございます。

別表第2中、科目16原材料費の執行行為の決定責任者、主管課長等の「20万円以下」を「50万円以下」に。主管部長等の「50万円以下」を「100万円以下」に改めるものでございます。支出負担行為の決定、職員職務権限規程及び本規程、別表との整合が図られていなかったため、改めるものでございます。

議案第7号 清瀬市立小中学校文書管理要綱の一部改正について、および議案第8号 清瀬市立学校施設のスポーツ及び遊び場開放に関する規則の一部を改正する規則については、先ほど申し上げました、教頭を副校長に改める案でございます。施行日は公布の日とさせていただきます。審査の程をお願いいたします。

(議案第6号 全員異議なしで可決)

(議案第7号 全員異議なしで可決)

(議案第8号 全員異議なしで可決)

(坂田教育長)

今後は改正漏れがないように注意をお願いします。

日程第7 議案第9号 清瀬市立学校事案決定規程の一部改正について

(坂田教育長)

細山教育総務課長より説明を求める。

(細山教育総務課長)

議案9号 清瀬市立学校事案決定規程の一部改正についてご説明いたします。提案理由でございます。学校配当予算に係わる支出負担行為及び支出命令における校長専決区分におきましては、改正案記載の通り適用していたにもかかわらず、そのことに係る金額が本規程に明記されておりましたので、その文言を加えるよう一部改正するものでございます。資料No.4 別表清瀬市学校事案決定規程の一部改正する訓令新旧対照表をご覧ください。別表中(3) 予算及び決算に関することの項、校長の欄中第3項を4項に繰り下げ、第2項のつぎに「3 配当予算にかかる1件10万円以下の支出負担行為及び全額における支出命令の決定に関すること」を加えるものでございます。最後に施行日でございますが、付則において公布の日とさせていただきます。審査の程よろしくをお願いいたします。

(坂田教育長)

10万円以下の支出負担行為と、全額における支出命令の決定に関することを校長の専決にするものと考えてよいのか。

(細山教育総務課長)

校長の権限とするものです。実際のところ運用といたしまして、行っていることを改めて文言を加えるものでございます。

(石川教育部長)

要約いたしますと、校長の専決で10万円以下の買うことも支払うことも決められます。支出負担行為は10万円以下であり、支出命令は全額を決められることとなります。

(坂田教育長)

文書の整理が進み結果は良いことであるが、今後は十分注意をすること。各委員からのご質問をどうぞ。

(粕谷委員)

規程に明記されていなかったが、実施していたとなるのは、別に規定があつてこちらに記載漏れがあつたのか。

(事務局)

先に学校事務運用の別表を事務局で作成し依頼いたしましたが、例規集、規則の変更が漏れていました。

(石川教育部長)

例規集に搭載せず担保がとられていませんでしたが、この度正確な事務の補正を行うことにいたします。

(議案第9号 全員異議なしで可決)

日程第8 議案第10号 清瀬市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について

(細山教育総務課長)

議案第10号 清瀬市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について説明いたします。はじめに、提案理由でございます。国の要保護児童生徒援助費補助金及び特

別支援教育就学奨励費補助金交付要綱に改正がありましたので、それに準じた取り扱いとするための一部改正でございます。おめぐりいただき、清瀬市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正する訓令新旧対照表をご覧ください。

第4条中「特別支援学級に係る通学費申請書」を「特別支援学級通学に係る通学費申請書」に、「通級指導学級に係る通学申請書」を「通級指導学級通学に係る通学費申請書」に改めます。第6条の表中区分に要保護、奨励費目に通学費を加えます。第7条第3項第4号に、ただし、在籍校と通級校が同一の場合は支給対象外とする。という一文を加えるものでございます。最後に施行日ですが、附則において公布の日としています。説明は以上でございます。ご審査よろしく願いいたします

(坂田教育長)

文言の整理と考えるとよいのか。

(細山教育総務課長)

はい。文言整理と、第7条第3項(4)へただし書きを加えさせていただいております。以上です。

(坂田教育長)

ご質問が無ければ可決を進めさせていただきます。

(議案第10号 全員異議なしで可決)

日程第9 議案第11号 清瀬市立小学校教科用図書採択要綱の廃止について
日程第10 議案第12号 清瀬市立中学校教科用図書採択要綱の廃止について
日程第11 議案第13号 清瀬市立小・中学校教科用図書採択要綱の制定について
日程第12 議案第14号 清瀬市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要綱の一部改正について

(坂田教育長)

日程第9から12の議案は、教育委員会規則第11条第2項によって、一括議案とする。議案第11号 清瀬市立小学校教科用図書採択要綱の廃止について、議案第12号 清瀬市立中学校教科用図書採択要綱の廃止について、議案第13号 清瀬市立小・中学校教科用図書採択要綱の制定について、議案第14号 清瀬市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要綱の一部改正について、一括して馬場統括指導主事より説明を求める。

(馬場統括指導主事)

はじめに議案第 11 号、第 12 号、第 13 号ですが、これは学校指導要領の改訂にともなう 2020 年度から使用する小学校教科用図書、2021 年度から使用する中学校教科用図書の採択に向けて、改めて要綱を定める必要があり提出するものです。これまで教科種の他は同じ内容でしたが、小学校、中学校別々の要綱がありました。そこでこれらを廃止し整理統一した新しい要綱を定めることにいたしました。小学校教科用図書の採択では道徳科および外国語科の調査部会を整備するように明記しております。議案第 14 号ですが、これは議案第 13 号の清瀬市立小中学校教科用図書採択要綱の制定に併せて内容を整理する必要があるので提出するものであります。これまでの要綱を踏まえ清瀬市立小・中学校教科用図書採択要綱の制定の条文と合せて作成しております。以上です。審議の程よろしくお願いいたします。

(坂田教育長)

従前の要綱を廃止し、あらたに要綱を制定するものです。ご意見ご質問があればお受けする。

(宮川教育長職務代理者)

資料No.6、理由の欄の「この要綱」と表現されている。その他の議案も同様だが、これは問題ないのか。

(石川教育部長)

はい。上程された議案の内容への指示語であり、要綱を廃止する時などにも使用することには問題がないと考えています。

(宮川教育長職務代理者)

わかりました、以上です。

(坂田教育長)

今後は指示語の多い文章をなるべく使わないように。

教科書採択のプロセスにおける議論を以前したが、公開＝透明化について事務局としてはどのような考えか。

(馬場統括指導主事)

公開について今回は変更等していません。まだ学校の方で開かれる調査部会、調査研究会に業者が入ることが、好ましくない状況になってしまうと考えています。公開しない形で作成してあります。

(坂田教育長)

機はまだ熟していないとの判断と。将来的には全部公開せざるをえないと考えている議論を含めて公開せざるをえない状況になると考えている。今から準備を進めてほしい。他に議論はないか。

(長井教育部参事)

教科書採択に関する調査研究は仕事がひとつ増えることにはなりますが、教科書を研究することは教員にとっては新しい教科書を先取りしていくという意味で必要であり、教員の力になっていく部分として受け止めてもらえていると考えます。補償の部分を制度的にも位置づけることが必要と考えます。

(植松委員)

教科書採択の調査会に先生方が入りあたらしい教科書を検討するに当たって、本当に勉強になるのだろうと考える。プラスアルファとして時間の延長、自宅での作業、その可能性があり、それに対してちゃんと補償が必要と思う。

(坂田教育長)

他の委員の方からのご意見をどうぞ、粕谷委員。

(粕谷委員)

学校で担当される先生はどのような基準で決められるのか

(坂田教育長)

馬場統括指導主事から説明を。

(馬場統括指導主事)

学校に設置する研究会は、その学校に勤務する全教諭に全教科書を見ていただき、気が付いたところを確認し合います。各学校から教科ごとに担当の先生を推薦いただき、その教科の教科書を調査するというものです。主に市教研等でそれぞれの教科部会に所属している先生にご協力をいただいているのが現状です。

(粕谷委員)

学校の規模によって負担される割合が増えてしまう可能性は否めない。

(坂田教育長)

宮川教育長職務代理者からどうぞ。

(宮川教育長職務代理者)

教科書選定にかかわる研究会では、新しい教育の内容、教本を通じて学びの機会にむけて取り組んでいただくことができると思う。私自身が採択の事務をやっていた時にはとても大変で、何とか終わらせることのみで終始していた。この立場になり、先生方には調査をとおして、新しい教科書の内容、指導要領の内容を勉強していただくのだと、意識・意味・価値を見出していただけたらと思う。年間計画の中で学びの機会を位置づけ調査研究の仕組みを作られたら、清瀬ならではの取組みになるのではと考える。

(議案第 11 号 全員異議なしで可決)

(議案第 12 号 全員異議なしで可決)

(議案第 13 号 全員異議なしで可決)

日程第 13 議案第 15 号 清瀬市スポーツ推進委員の選任について

(坂田教育長)

原口生涯学習スポーツ課長より説明を求める。

(原口生涯学習スポーツ課長)

清瀬市スポーツ推進委員の選任についてご説明いたします。スポーツ基本法並びに清瀬市のスポーツ推進条例に基づき選任をしています、清瀬市のスポーツ推進委員の任期は 2 年間になっております。この平成 31 年 3 月 31 日に任期が終了することから、現行の委員の皆様にも再任をお願いしたところ、5 名の方は一身上の都合でご辞退されました。あらたに公募した 5 名の方と面接し、適任と判断した方を新たに加え、現行の 13 名と同数の方に平成 31 年 4 月 1 日から 2 年間平成 33 年 3 月 31 日までの任期としてお願いしたいと考えています。教育委員会の承認が必要となりますので今回の議案に上げさせていただきます。審議の程よろしく願いいたします。

(坂田教育長)

ご意見ご質問をどうぞ、粕谷委員

(粕谷委員)

任期満了で退任される方が比較的年数の浅い方が多いように思われる。現状の委員は長くやられている方が残っている感じがするが、今後はうまく新陳代謝が進む可能性がある

るのか。

(原口生涯学習スポーツ課長)

粕谷委員のご指摘のとおり、私どもも出来れば循環した委員構成が良いと考えているところですが、また比較的短い任期で退任となった方の理由がご家庭の事情と伺っていますので致し方ないと考えています。

(議案第 15 号 全員異議なしで可決)

日程第 14 議案第 16 号 清瀬市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について

(原口生涯学習スポーツ課長)

議案第 16 号 清瀬市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。現行生涯学習センターで使用している備品のビデオデッキ・モニターについてですが、こちらについては利用実績がないなか、先日モニターが経年劣化のため故障しました。これまでの利用実績も考慮し、他機種(プロジェクター)の利用でも対応が可能と考え、必要がないものを担当課で精査をいたしまして、規則から削除しました。逆にビデオデッキの名称で示していた物をDVDプレイヤーと変更しました。新旧対象表をご覧くださいと思います。審議の程をお願いいたします。

(議案第 16 号 全員異議なしで可決)

日程第 15 報告事項 1 平成 30 年度学校評価表及び平成 31 年度清瀬市立小・中学校教育課程について
--

日程第 16 報告事項 2 清瀬市特別支援教育推進計画(第四次実施計画)について
--

(坂田教育長)

議長判断で報告事項1及び報告事項2の2件については机上配付とする。

日程第 17 報告事項 3 第 3 次清瀬市子供読書活動推進計画について

(坂田教育長)

日程第 17 報告事項 3 第3次清瀬市子供読書活動推進計画については伊藤図書館

長より説明を求める。

(伊藤図書館長)

平成 26 年度に策定した、第 2 次清瀬市子ども読書活動推進計画の計画期間が今年 3 月に終了することから、新たに第 3 次清瀬市子供読書活動推進計画の策定を行いました。計画の位置づけは「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、計画の対象は 0 歳から 18 歳まで、計画の期間は 2019 年度から 2030 年度までの 5 年間としています。巻末には統計等の資料を掲載しました。以上簡単ですが説明を終わります。

(坂田教育長)

次年度の学校図書館長の任命と第 3 次清瀬市子供読書活動推進計画の整合は。

(馬場統括指導主事)

現在、第六小学校にて図書館推進委員会が活動しております。そちらの会で話し合われた内容を、学校図書館長に共有する場面がありますが、学校図書館長の場合は、授業の中でどのように活用することができるか、またそこに対しての課題・その解決策を検討するものとなります。学校図書館をメインとした協議会になります。

(坂田教育長)

各委員の方よりご意見ご質問をどうぞ。

(兵頭委員)

清瀬の 100 冊が平成 30 年に改定されたが、生徒への配付の状況は。

(坂田教育長)

指導課井上指導主事から説明を。

(井上指導主事)

これに関しましては、小学校中学校ともに新 1 年生へと表紙絵に応募採用された方に配付しています。

(坂田教育長)

推進計画の 7 ページに調査資料の記載があるが、この調査結果において中学生になると読書量が減少することが分かっている。重要な課題であり、この事については機会を改めて委員各位に所見を頂きたい。

日程第 18 報告事項 4 スポーツ振興にかかわる基本方針(答申)について

(生涯学習スポーツ課村野スポーツ係長)

スポーツ振興に関わる基本方針答申について報告させていただきます。まず清瀬市スポーツ振興にかかわる基本方針(答申)概要をご覧ください。清瀬市教育委員会より諮問を受け、清瀬市のスポーツに関すること、市の主催行事の説明、スポーツ推進する団体の活動報告およびスポーツ施設の見学などを通じ各委員の見識を高めました。現状と課題を整理し、将来に向けた方向性を示した基本方針としました。単に文章を羅列することなく、繋がりを意識した、だれにでも分かりやすい表現にしております。

基本方針 第 1 章は、清瀬市のスポーツ振興の目的です。市民はスポーツを通じて喜びを感じ取ることができるかとなりました。「する」市民が参加する「教える」市民が指導者になる「つくる」市民が主催者になる「支える」市民が運営に参加する「観る」市民が感動するの 5 つの喜びです。第 2 章では清瀬市のスポーツ振興の現状を、関係団体や市内スポーツ施設の状況、清瀬市世論調査の結果から市民が望むことは何かを考えていきます。第 3 章では清瀬市のスポーツ振興のために、5 つの喜びを市民はどうしたら感じとれるか、第 4 章では清瀬市のスポーツ施策の方向性を示しています。抜粋ですが、①スポーツを「する」喜びは誰もがスポーツに参加できる環境づくりを進める ②スポーツを「教える」喜びはスポーツの指導者を確保するための仕組みづくり ③スポーツを「つくる」喜びはスポーツ関係団体を支援し、主催イベントの充実を図る ④スポーツを「支える」喜びはボランティア等が、小中学校の部活動にかかわる仕組みをつくる ⑤スポーツを「観る」喜びは 2020 東京大会や技術の高い試合など、感動の場面を観る機会の創出をしていきます。実現に向けて連携と共同について記載されています。本日、社会教育委員から答申を受けました。簡単ではありますが報告とさせていただきます。

(坂田教育長)

6 月の時点で教育委員会から諮問、ヒアリング、施設見学などの実態把握を実施した答申が行われたこと説明をうけた。教育委員各位からのご意見を伺い修正したい。

(宮川教育長職務代理者)

スポーツ振興の目的とした 5 つの概念は流石だなと感じた。「つくる」というところに魅力がある。概要版の 13 ページの「つくる」は環境づくり、さまざまな状況の方が楽しめる新しいスポーツの創造などもあるのだろうか。

(原口生涯学習スポーツ課長)

あくまでも社会教育委員の皆様の議論の結果であります。いろいろなイベントを作って、その主催者たちによるこびを、感じてもらう。社会教育委員の皆さまは思っているようです。

環境をつくる様々な場面があると思うのですが、今後も引き続き精査いたします。

(坂田教育長)

特につくるのところのご指摘に対し、事務局として内容を精査し、教育委員会にとりて策定していくことにしたい。とても重要な問題でこれも時間をかけて議論が必要だ。報告事項 5 平成 30 年度清瀬市教育委員会重点事業について 細山教育総務課長から簡単に説明を。

日程第 19 報告事項 5 平成 30 年度清瀬市教育委員会重点事業 (最終報告) について

(細山教育総務課長)

教育総務課では 2 点ご報告いたします。ICT関係となります、平成 30 年度にタブレット端末移行が全校完了いたしました。もう 1 点は来年から学校適正化に対し、予算化されプロポーサルを行います。地域レベル・全市レベルという視点を持ち、この案件については検討していく予定です。以上です。

(長井教育部参事)

4 点のうち、特に③児童生徒の学力向上と言うところで、ビブリオバトルをいのちの教育フォーラムと切り離して実施いたしました。小学生、清瀬高校生、十文字女子学園の学生も加わり実施となりましたが、次年度以降に継続発展させていくことが課題となります。4の運動習慣の確立ですが、体力向上に関する取組み、市教委としての取組み・部活動指導員の活用を次年度以降も課題となると考えております。以上です。

(原口生涯学習スポーツ課長)

学校支援本部の推進についてご説明申し上げます。現在清瀬市においては学校支援本部が着実に進められているところです。今年度はコーディネーターの皆さんも活動を始められている。計画としては2年後には全校に支援本部の立上げができるように進めているところです。

(伊藤図書館長)

ブックスタート事業の拡充でございますが、1月の定例会でお配りいたしましたブックリストの改定により、事業の一層の拡充に努めているところでございます。

(星郷土博物館長)

郷土博物館ではホームページ公開をすすめ、23 万件を超え順調にアクセス数推移しています。海外からも注目され問合せのメールを受けました。これからも情報を順次更新してまいります。

(坂田教育長)

教育委員の方より 1 点だけだがご質問を受けたい。

(粕谷委員)

博物館に①郷土学習の学びと生涯学習施設機能の推進から、昔の暮らし体験を通して清瀬への愛着を高める動機づけの宿泊体験学習だが、さまざまな状況の児童受け入れのために事故回避が優先していることが課題とあった。次回の宿泊体験学習の実施に関して伺いたい。

(星郷土博物館長)

昔の暮らし体験にある不便さを実感しつつ、事故が起こらないことを第一に計画実施していきたいと考えています。

(粕谷委員)

安全を担保した中で非日常を体験させてほしいと希望する。

(坂田教育長)

最後に任期満了にて御退任される植松委員からメッセージをお願いする。

(植松委員)

本当に 7 年間ありがとうございました。ご迷惑をたくさんお掛けしていました。臨床心理士としてここにありました。学校の先生をしたことはなく、スクールカウンセラーや先生への指導とかありましたが、本当にここへきて教育についての多くの学びがありました。本当にありがとうございました。

日程第 20 報告事項 6 執行状況報告について

机上配付にて報告とする。

(坂田教育長)

最後に日程第 20 及び日程第 21 の今後の日程は記載をご確認願う。

日程第 20 報告事項 6 執行状況報告について

日程第 21 その他 今後の日程について

(細山教育総務課長)

- 3月25日(月)小学校卒業式(七小、十小以外)
- 4月5日(金)小学校入学式(十小、清明小以外)
- 4月6日(土)四中入学式
- 4月8日(月)十小、清明小入学式
- 4月9日(火)中学校入学式(四中以外)
- 4月16日(火)教育施策連絡協議会(中野サンプラザ)14時から17時
- 4月19日(金)教育委員会定例会(市役所第2委員会室)9時30分から正午

閉会

坂田教育長が閉会を宣言。

閉会 午後 11 時 30 分

平成 31 年 2 月 22 日

上記のとおり会議の顛末、大要を記し相違ないことを証する。

清瀬市教育委員会

教育長 坂 田 篤

委員 宮 川 保 之